

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 森崎
富山県富山市向新庄町3-7-22

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和3年10月20日～令和3年12月19日（2ヵ月）
北陸区域（新潟県、富山県、石川県、福井県）

3 指名停止理由

株式会社 森崎の取締役が、富山県中新川郡舟橋村が発注した「村道海老江中央線道路改良工事」及び「舟橋村小学校プール前広場整備工事」の入札に関し、同村職員が漏えいした入札情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和3年8月18日、公契約関係競売等妨害の容疑で富山県警に逮捕された。

このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
<p>（公契約関係競売等妨害又は談合）</p> <p>8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 当該区域内の他の公共機関の職員</p> <p>ロ 当該区域以外の他の公共機関の職員</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>当該区域を対象として 2ヵ月以上12ヵ月以内 当該区域以外を対象として 1ヵ月以上12ヵ月以内</p>